

聖籠町学校給食運営委員会条例をここに公布する。

平成二十四年三月十二日

聖籠町長 渡邊廣吉

聖籠町条例第二号

聖籠町学校給食運営委員会条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。）第百三十八条の四第三項の規定に基づき、聖籠町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、聖籠町学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 運営委員会は、聖籠町立こども園（聖籠町幼稚園をいう。第三条において同じ。）、小学校及び中学校における学校給食の運営を適正かつ円滑に行うため、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を答申するものとする。

- 一 学校給食の運営に関すること。
- 二 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費に関すること。
- 三 前二号に掲げるほか、学校給食の適正かつ円滑な実施を図るために必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第三条 運営委員会は、十五名以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

- 一 こども園長、小学校長及び中学校長
- 二 こども園、小学校及び中学校の保護者

三 その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第四条 運営委員会に委員長及び副委員長各一名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、運営委員会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第六条 運営委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(聖籠町学校給食共同調理場設置条例の廃止)

2 聖籠町学校給食共同調理場設置条例(昭和四十六年聖

籠町条例第三十一号。以下「設置条例」という。）は廃止する。

（経過措置）

3 第三条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に廃止前の設置条例第五条に基づき委嘱されている者（以下「旧委員」という。）は、施行日に、第三条の委員として委嘱された者とみなし、その任期は旧委員の残任期間とする。